年金積立金管理運用独立行政法人第4期中期目標変更(案) 新旧対照表

改正後	現行
年金積立金管理運用独立行政法人中期目標	年金積立金管理運用独立行政法人中期目標
令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省発年 0306 第 7 号指示 変更: 令和 4 年 月 日付厚生労働省発年 第 号指示	令和2年3月6日付厚生労働省発年0306第7号指示
独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規 定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に 関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。	独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規 定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に 関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。
令和2年3月6日	令和2年3月6日
厚生労働大臣 加藤 勝信	厚生労働大臣 加藤 勝信
第1~第3 略	第1~第3 略
第4 業務運営の効率化に関する事項	第4 業務運営の効率化に関する事項
1. ~3. 略	1. ~3. 略

4. 業務の電子化の取組

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務における I Tの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。 また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

以下 略

4. 業務の電子化の取組

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務における ITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。

以下 略